

1. 件名：「安全性向上評価届出書参考資料の扱いについて」
2. 日時：令和3年6月24日 11時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全規制調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐

宮嶋安全審査官、宮本安全審査専門職

九州電力株式会社

原子力発電本部 安全性向上グループ長 他3名※

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループマネジャー 他3名※

四国電力株式会社

原子力本部 原子力部 安全グループリーダー 他2名※

電源開発株式会社

原子力技術部主管技師長※

原子力エネルギー協議会（ATENA）

副長※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2音声認識ソフトにより自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

6. 資料

・安全性向上評価届出書 参考資料の扱いについて

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	はい。
0:00:05	はい。原子力規制庁のミキヤです。それでは安全性向上評価の届け出書に関わる参考資料の扱いについて面談を行いたいと思いますので、
0:00:16	まずは資料とそれからその説明をお願いした資料の確認と説明をお願いいたします。はい。
0:00:24	はい、計上連絡九州電力の山北と申します。それでは安全性向上評価届け出書、参考資料の扱いについてということで、資料の説明をさせていただきますけど。
0:00:40	先月当社、川内 1 号本館に届け出を出す直前に思っ等については対応方針についてご相談させていただきたいと思ひましてこちらの資料を用意しております鉄塔安全性向上評価届け出書の参考資料については、過去にも規制庁と連帯での調整、
0:01:00	結果届け出書本文と添付資料なんですけども、公開へも少ないというふうにされておひまして、マスキングが必要な部分は、参考資料とすることになったというふう意識をしておりますして現状の届け出書の構成となっております。
0:01:20	なおと奥州PSRでは、プラントの脆弱な部分を知り得る個別報告書は安全保障などの観点から非公開。
0:01:29	米国UF路線も同様となっております。
0:01:35	氷結同報などの保持の観点から、従来届け出において非公開として、参考資料の扱いについて、まず県本部へ公開版をの警視庁要望された件に関しまして、過去の規制庁と電事連大の強制的意識、
0:01:55	した上で、今後の検討対応方針を説明させていただきたいと考えております。今日下のほうに三つ丸を経て記載しております、一つ目の丸が従来からの参考資料の扱いについては、原子炉等規制法第 43 条の 3-29 第 5 項により、
0:02:14	評価結果を公表することが義務づけられているということを踏まえて、本届け出書本文には勤務はできないとして必要教頭全部事業者事業者で行ったものを
0:02:31	別紙を考えております。
0:02:34	二つ目の丸ですが、その資料は届け出書の内容を補足説明する前に資する資料というふう
0:02:42	をもって届け出書本文ではないというふうと考えております、三つ目の丸なんですけども、実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用管理等に従

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いば参考資料は原子力規制委員会の業務の上、透明性の確保のための方針に沿って、
0:03:02	取り扱うのでありまして、そちらの方から報告基づく
0:03:06	まで今後それぞれの行政文書として扱われるものにつけております。資料の進み枚目に乾固安全性購入とかの公開に関する根本連絡を関係する所抜き出しておりますが、
0:03:23	繰り返しのなってしまうんですが、
0:03:31	ねえ。
0:03:34	ただ、原子炉等規制法の対応分産業の産業別件で発電用原子炉設置者は、第3項の規定による届け出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより当該届け出をした標高も結核を表するものを作っております。
0:03:54	今回、
0:03:58	同公開範囲確定後行ってはならない。
0:04:02	遠隔読影情報見ますができないという、
0:04:09	共通の認識であると思っております。3ここでは、参考資料の話は一切出てこないところでして、参考資料の話が出てくるのは、次も中ほどに記載の受注発言現象の安全性向上評価に関する運用回答-5ポツ挙動オペレーションを
0:04:27	拠出のところで、当該届け出書の内容を起す可能性分子する資料を参考資料として添付してもよいコンバイン参考資料は、原子力規制委員会の業務運営の透明性のための方針に沿って壁厚掴む、
0:04:45	うんとするとなっております。
0:04:48	このような立て付けになっておりますので、届け出書本体というのが本文と添付資料まで従来公開してた範囲かちょっと全長緑色の43条の3-29も公表に開発をするものとの整理で、
0:05:05	参考資料自体は健勝規則とあと県内のモデルがある中で、少しそれマニフェスト卸長大続で参考までに提出されるものというふうに考えております。その扱いについては透明性の確保のためのおいしいにとつてよく扱う。
0:05:27	というのが、従来られていた。
0:05:31	外での認識でございます。
0:05:37	はい。
0:05:38	はい。
0:05:43	ちょっとここでこう格好にさせていただきたいということとしましては、先日の公開範囲ますけれど、こんな案は、参考資料のマスキング版を提出して欲しいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:59	言われたんですけども、ちょっとこれは大体现象と規則も第 43 条の 3-29 第 5 項により、
0:06:10	ここ公表欠陥評価結果を公表することが義務づけられており、ここ公開範囲マスキング行ってはならないという結果なんですけども、ちょっとこの理解は変わらないというふうなものになりますでしょうか。
0:06:28	はい。原子力規制庁ミキヤです。これ 1 個 1 個丸を確認されていくという趣旨ですかね。
0:06:37	三つありますけれども、その場でお願いします。
0:06:44	1 個目の丸については届け出書の本文はマスキングができないというか確かあの公開の会合では、原則、情報で構成するという言い方をしたと思います。がこれはそれほど認識の相違はないものと思います。
0:07:04	参加位置をの方に非公開情報持ってって基本届け出書の本文は公開情報で構成するということですね。
0:07:13	はい。どうも九州電力了解いたしました。
0:07:17	提言であれば、この参考資料の位置付けとしては共同研修の内容をちょっと説明するのに資する資料でちょっと決定書本文ではない。
0:07:31	というのは、これも、
0:07:34	間違い認識としては同じということよろしいでしょうか。
0:07:40	ここの二つ目の今度話になりますと参考資料というのはガイドで言うところの参考資料等一致しているということはいえると思っております。
0:07:54	はい。
0:07:55	戻っていただきたいということであれば、本部、
0:08:06	はい。
0:08:07	よろしいでしょうか。
0:08:10	どうぞ。
0:08:13	ちょっと音声言語。
0:08:16	健康機能性みたいなのは、
0:08:22	もしもこちら九州電力で、ちょっとこちらのチェックポイントります。
0:08:29	学級とツカベですけどはい聞こえています。
0:08:35	いろいろちょっと検討しません。MRA側の女性が多いところ途切れ途切れになっておりまして、関西四国の部分は音声コードでしょうか。
0:08:51	なかなか電力温泉のほうは聞こえていまして、ちょっとさつき時々等々があったぐらいです今旅行です。
0:09:01	四国電力ですが、聞こえておりますが、たまに少し切れる程度です、今は良好です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:09	了解しましたけどそれは九州電力の補正が途切れるということでしょうか。
0:09:17	関西電力ですけど、P社におきましてされるときにちょっと瞬時的ですけど、ということでありましたけど、今までですよ。
0:09:28	すみません。かしこまりました。
0:09:33	はい。すみません 10 分共同ひっくり返して、
0:09:37	になってしまいますが、二つ目にあるにつきまして、3 ページ資料は届け出書本文令和ないという認識は同じということよろしいでしょうか。
0:09:51	決得記者のツカベですけど。
0:09:54	届け出書ホームっていうのは何を意味してるかわからないんですけど、少なくとも届け出書についている添付書類であるとは思っています。
0:10:05	理由等まああの炉規法で求められてる届け出処理添付されている資料、
0:10:11	それを参考という形でつけられているという認識です。
0:10:19	五つ。
0:10:24	わかりました。ありがとうございます。このSTSけれども、その運用ガイドのほうには、当該届け出書の内容を補足説明するのに資する資料を参考資料として書いてありますので、当該届け出書の内容なので、
0:10:42	参考資料は独立ではないと。
0:10:47	⑥製法 43 条の 3-29 に関連するものではありませんけれども、直接ではないという認識でよろしいですか。
0:10:55	こちらの参考資料が届け出書の一部をなすものであれば、運用改善、こういう言葉遣いをされてないと思います。
0:11:07	関西変ですけど、よろしいでしょうか。
0:11:11	はい、どうぞ。はい。
0:11:14	基本的にはちょっとミキヤてから議論するのがいいのか、通用したほうがいいわけなんですけど、今継承されつつあるんからお話あったところっていうのが、今後の対応にも関係するところだと思ってまして。
0:11:34	以上が必要かなと思ってますといえますのは、乾固ガーダ届け職員一部ということになりますと、マスコミ的な資料になりますということ。
0:11:50	になるかと思ってまして、通り、今まで参考資料として基準値等を非公開とするとして扱っていたのは、構造材マスキング
0:12:06	層序がやったからということになりますので、今後の取引を添付資料にするのが参考資料とするのが、そういったところに関係する話ですので等々、その辺は確定しながら行くかと思う。
0:12:22	途中確認した上で議論するかまとめてさせていただきたいなと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:30	はい、一井とツカベです。それに言うと、2 ポツの整理をしてすれば、おのずと酸素量にもなるかなと思うので、もう議論する材料は御説明いただいたのかなと思っています。
0:12:48	そこで検討先ほどあったその添付資料とするかということですけど今参考資料とかという形で出されていてそれを添付資料にしようというつもりは全然なくて、それは参考資料扱いで、キーと思っています。
0:13:03	ただ今ガイドで書いてある届け出書の内容を補足説明する。そっか説明するために、に資する資料を
0:13:15	の参考資料がそういう位置付けになっているかという、いつごろ辞書の本文からもう直で参考資料に書くと言っているの、来れない形の文章になっています。
0:13:29	それに関しては、当然その
0:13:32	参考資料で独立した文書ですという説明はできないので、
0:13:37	その時法の届け出書としては当然ついているのが前提で出されているものと、
0:13:45	考えるのが自然ではないかと考えていきます。
0:13:51	とりあえずは、
0:13:52	こんな説明になります。
0:13:57	ピアノ線のホーム座長で斜交します。
0:14:04	もう
0:14:06	1.50 番コバヤシですけどもよろしいでしょうか。
0:14:11	おっしゃる通り確かに関連するところでそれで
0:14:19	もうですけども位置付けとして、これは切り離せないのは切り離せないといったようなものというのは、内容的には至りますので、おっしゃることですけど、いつも作付け時系等規制法で有効票等、
0:14:35	原子力規制委員会の業務への透明性確保の方針がその上のもと、行政資料の了解です。背景で思うんです。
0:14:55	共通主体があるんですね、規制庁規制法の命令度所で構成しながら調整しますので、それと複数の方がしゃべらんといいですか。
0:15:10	こちらも、
0:15:13	今、
0:15:14	今いいですか、コンセンサスするような意識まだ進んではないですね、会議室でおふた方が同時にしゃべられるとちょっと聞こえなくなるんですけども、
0:15:25	今どこかな。
0:15:28	ATENAにいる電源開発のコバヤシよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:33	。
0:15:34	あれ、関西さん温泉入ったままですが、関西電力の金利ですけど、今言っておりましたので、提案当初はないとかではないと思います。
0:15:47	はい、わかりました。
0:15:49	それではよろしいでしょうかもう一度言いますと、炉規制法、確かに参考資料は届け出書ものを一部をなすかどうかは別として、欠けが密接に関連するもので、内容的には一体のものと思いますけど、今回の話題は公開の話なんですけど、
0:16:09	炉規制法で有効標高情報公開からここで、その下にある規制委員会の業務運営の透明性の確保に係る懇親のを公表の公開の主体は行政庁で行政資料の公開系ですんで。
0:16:26	ここ同じ公表といっても意味が違ってくるんで、その法律位置付けの立てつけとしてははっきりしておかなければいけないと思っております、内容的にはそうだっていうのと、その位置付けを案で公開したくないって言ってるわけじゃないんですよ参考資料
0:16:44	そういう意味ではなくて、位置付けをはっきりしないと矛盾が生じるのではないかというふうに関西電力さんの報告の燃えたものでございます。従ってその位置付けを言ったようなそのだと言ってしまうと、事業者の温泉炉規制法による公開なんかは
0:17:03	情報公開法にも公開なのかっていうのがごちゃまぜになってしまうのでそこをはっきりしたいなということでございました。
0:17:18	です。
0:17:19	はい。時といったツカベです。当御趣旨がわかりました。ただ出されているものについては、参考資料も含めて、行政文書としては一括でこちらは使っているので、
0:17:32	そういう意味では先ほど言ったように不可分であるということを持って当然全体で。
0:17:38	届け出がなされているというのがうちのスタンスです。
0:17:43	実際その参考資料が非公開情報が含まれているのは認識しているので、その一般的なその6項でされ、
0:17:53	公表というのが求められている中で、その部分がマスキングになる。もしくは開示されてないというのは別に炉規法のあの要求と矛盾はしていないと思います。
0:18:10	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:14	ただ、新編関西電力ですけど、ちょっとご説明が要するになると今お話しするというのを従来ご了解要望であるという箇所については、
0:18:32	マスキングは共用品評会のおっしゃったんでしょうか。
0:18:46	そこで規制庁ツカベですけどそこで先ほど言った届け出書本文という概念が出てきて、そのすぐそこについてマスキングするのはおかしいよねというのは、
0:18:58	あると思います。そこについてそのマスキングをしたバージョンで出せるという趣旨で今言ったわけではありません。
0:19:08	あくまで参考資料においては、
0:19:10	参考資料としたものについては非公開の扱いができるというのはその通りだと思います。
0:19:18	関西電力の美術館ルート走行資料という位置付けであるとか、
0:19:26	ということですかね。
0:19:29	はい。
0:19:33	出ますかね。それに今もそういう扱いになってると思いますけど。
0:19:40	わかりました。
0:19:49	あとにるでもそこが施設けれども、おっしゃる趣旨は必要ですけど知りたいのは、炉規制法の公表するものとするという対象参考資料も入っているという理解でいいですか。
0:20:07	規制庁ツカベですけど届け出が一体なされてるのであれば、それをとかの公表するということになっていけば同じ形で求められていると考えるべきだと思いますけど。
0:20:21	するという事は、届け出書っていう補助するっていうのは誰が公表するということでしょうか。
0:20:28	事業者に義務があると思いますけど、例えば⑥経時町村なってます。
0:20:35	タモン等外部に書いてある参考資料、原子力規制委員会の業務の※船舶のコミュニティ方針に沿って取り扱わないということでもよろしいでしょうか。
0:20:47	規制庁ツカベですけど、ここで言ってるのは、
0:20:51	マスキングしますよって、マスキングはここではできますよと言ってることだけですけど。
0:21:01	ここ＝
0:21:03	鉄塔情報公開法の扱いですというふうに思っていないので、
0:21:09	ここについてはマスキングができますよということで、参考資料についてはマスキングができますよということ以外は言っていないと思います。
0:21:19	この方針の前にこの運用ガイドが改定される前のときはここは情報をやっぱり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:26	だったんですけども、それが改定されたときにそのより下に下に詳しく書いてある透明性の確保になる方針に変わったんですけども、
0:21:36	それはどういう情報公開法の関係ないってことでしょ。
0:21:44	当然情報公開法も関係しますけど、その文書の取り扱いとして、規制庁としてそのマスキングも含めてどういう扱いをするかは、まさにこの引かれている文書で決めていて、
0:21:58	で、我々としてはそこはマスキング参考資料についてはマスキングできますと、
0:22:06	いうことを言ってるはいどうぞ。
0:22:10	言ってる資料ありますし、我々も公開するには訳さではないんですが、法律 5 日 2 種類あって、要するにそれが混在として扱われるっていうのは本来おかしくて、情報公開法等原子炉等規制法は別の法律ですので、
0:22:30	何かそこははっきりしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。そもそも私こういう必要視点の中ってに解釈していつているのではなく、この力規制法等の実用炉則と溶解度決めたときに、いろいろやりとりさせていただいておりました、
0:22:49	そのときには、
0:22:52	届け出書は不十分報告ほんの運営。
0:22:57	要するに行政文書として、登録された事件令和業層厚開口待つ行政文書ですからいただいて事業者からもらったんですけども、法律で言ってるのはあくまでも届け出をしたときは、事業者の公開公表として、
0:23:15	減るので公表と書いてあるからには、届け出した評価の結果等公表するので、役所にただマスキングがあった状態でなぜマスキングしちやいけないかという、要するに届け出ちよっと同じもの出せということなので、届け出書にマスキングしているものを役所に届けて丁寧なマスキングでもいいんですけども、
0:23:35	マスキングせないものと受けているのであれば、公表しなさいということです。従って、所ほんとに届け出書として参考資料にした場合は参考資料をマスキングした状態で規制庁に届け提出しているのであれば、
0:23:53	します機器状態で公表してもいいんですけども、そうでない場合はマスキングしない状態です届け出書実はに
0:24:03	そしたらマスキングしてない状態で私のでそれを出せということになるので、従ってマスキングしたものを公表してはいけないっていう理屈だった時私が規制庁側から説明を受けた。
0:24:17	と思います。
0:24:20	はい。規制庁ツカベですけどそういう意味で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:24	当初考えていた
0:24:27	情報公開法との整理とか、
0:24:30	いう話はあったのかもしれませんが、実態において出されている参考資料というのは、
0:24:38	届け出書の内容をある種、参考資料に書きますっていう、
0:24:44	丸投げして本体のほうから読めない形になったわけでは読めない形になってしまっていて、そこで当初考えていた、単に補足説明資料ですと、
0:24:56	いう位置付けと現在出されて参考資料というものが意味合いが少し変わってきてしまってるっていうことが今回の話だと思います。
0:25:11	承知はしてあとテクニカルな問題でどうするかっていうのはできると思うんですけども、基本的にはその距離減衰の期待の内容は事細かまで書いてないですけど、文章的には盤結合一応指摘しているので、
0:25:26	それをそのまま公表して、一応読んだら理解でけそのエビデンスまだ見えないということです。確かのエビデンスまで含めて見ようと思えば、時でしょうのだけではなくて、低角できるだけっていうか、そこから引用してますので、参考資料で入るということでしょうか。
0:25:46	よろしいと理解しました。それで、多分その9電さんの最初に出されたそのPR Aとかは、その二つバージョンをつくっていらっやって、来完全に公開のものはそれで多分いっぱい成り立ってって、
0:26:03	参考資料のほうに重きより詳しい情報が入ったっていうことで、ある種、完全に分離されていて、本体はこっちですという御説明は成り立っていたと思うんですけど、現状においては、かなり
0:26:19	項目そのものの結果そのものを、参考資料に書きますということで本文から全く読めない形に
0:26:27	なってるのが実態なので、
0:26:30	で、そこがあってもう不可分というか、全体としてでしか届け出書として成り立っていない現状があるということでお話をさせていただいています。
0:26:49	はい。今Technicalの話。
0:26:53	ということがあったので、多分最終的にはそちらの議論かなと思っています。
0:27:08	資料の9商品管理部門教育旅行。
0:27:13	はい。
0:27:15	どうぞ。
0:27:17	今のづくめのところにもし
0:27:25	添付資料の位置付けとして、当社として独立しているかというふうな話があって通過みんな向こう式そのものの結果についても、基本的に構外範囲は統計

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	処理の中で記載しているし、サブチームは雇っているというふうに認識しております、
0:27:44	ただその中で消防緊急やっぱりボロボロの関係とできないような報告の情報について参考資料でまとめるような整備に必要な人の整備をどう思ってるんですけども、その違いの変化というようなところで、今おっしゃられているということでもよろしいですか。
0:28:07	東北でつかベース
0:28:11	その図面については多分あまり本文とは独立でいいと思うんですけど。
0:28:17	例えばPRAの結果であるとか、今回で言えば特重の話とかですね、そこを完全に多分、
0:28:26	本体側では十分に書け切れない部分があって、
0:28:31	それを参考資料のほうに書かれていると思うので、
0:28:35	そこは、
0:28:38	別れてませんよねということ
0:28:40	先ほどからご説明させていただいてるつもりです。
0:28:46	JK、ここでエッセンスちよ結果というのが何を指すかっていうところによるところかもしれないんですけど、TMIのというところではいきますと勾配に記載を思っております。ただ、或いは繰入アプリFBところについては、このポーラ適さない情報でありますので参考資料に整理してます。
0:29:06	それを公開できないけん整理は変わらないと述べ塗装で結構なのかもしれないけど、ここできると範囲の中で、例えばCFがぼやけたかっていうところについては小金井もきちんと記載しているような整理をしておいて、
0:29:40	すいません関西電力ですけど、よろしいでしょうか。
0:29:45	はい、どうぞ。
0:29:46	ちょっと危険物の御説明をお聞きしながらですね、極力具体的なそういう多い今後も含めて、
0:29:59	考えてるんですけども、今評価の結果なりですね消防緊急に該当する事項も関連するものでいっぱいものであるというふうに整理してしまうとですね。
0:30:14	金利フォロー参考資料が届くの社内の補足説明する意識する資料ですね当然考え関連するわけです、
0:30:25	関連するから分配問題というか届け出書としてしまうと、評価損格子両県はなる補足を
0:30:39	そして内容というのがなくなってしまうというふうになってしまっていて、
0:30:47	どこからちょっとコメントここからが補足ではないかというのがなかなか判断難しいなと思っていましたんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:55	でも何か考え方があるんですけどそういう教育チェッカーのですね、協力そのものっていうところなんという部分も報告する内容挙手して評価結果があると思うのですね。
0:31:15	そういった意味ではないというふうに考えることもできるんじゃないかなと思ったんですけども、いかがでしょうかね。
0:31:26	はい、規制庁ツカベですってそういう意味で
0:31:30	本体のほうに行くのか。
0:31:32	補足というか参考資料にいくのかっていうのはマスキング情報かどうか。
0:31:37	ということで、
0:31:39	国家れるんだと思っています。
0:31:42	実際先ほどあったゲーム事業とか、
0:31:46	あれwの話がGuideでは求められているけど、加工とすると、当然非公開の情報になるので、それが参考資料に聞くてのは、
0:31:57	自然なの考え方だと思います。
0:32:08	ですから相当のものは3号炉誤植として一定マスキングがかかるということですね、理解しました。
0:32:21	ATENAどこにいるコバヤシですけども、ANSI
0:32:26	今回みなす考え方っていうのはツカベさんと我々と大きく変わっていると暗記して持っているわけではないんですけども、その
0:32:34	位置付けた記憶禁止してるんですね、要するに不可分なものでも全然構わないんですけどもマスキングするとこだけ抽出して、参考資料に書いてあるんだよっていう話でも構わないんですけども、やはりあのときでしたというからには、
0:32:51	炉規制法のに基づく公表の部分はその半分の過渡現象のキャベツとして過ぎてないところであって、参考資料はあくまでもとめの確認一般方針に従った、
0:33:11	文書であるという要請文書であるとの基本3-3-29は、これは行政文書の話じゃないんですね、成約伸びたのは事業社ですのでまだ行政文書という位置付けでなくて事業者の出したものだということ事業者側の話なので、そこを区別していただければ結構なんですけれども、
0:33:34	はい、規制庁握めて多分また同じこと言ってしまうんですけど今の各社さんが出されている。
0:33:40	届け出書を読んでいただくと。
0:33:44	何々については参考書
0:33:47	なお、ここに位置する数と書いていて、
0:33:51	ただ参考書なしでの届け出書っていうのがそもそも成り立ってない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:58	状態になってます。
0:34:01	なので先ほどから課の小林さんが言われているその制度設計当初ってイメージしていたものと実際の今の届け出書の書き方が違ってることかもしれません。
0:34:15	今今私ってというのは組成分析するケースの話じゃなくて、今から今考えた位置付けとしてほど継承たあの補足説明資料の方の参考資料と本体とあわせて続けでも構わないんですけれども、
0:34:32	その本文のところ本文マスキングないところは、規制 5 の網がかかるところを参考資料は運用ガイドに従って情報公開法に基づくものという管理をしていただければ内だけで別に届け出者であるとかないとかっていう議論を
0:34:50	ではなくてそっちのほうで網が変わってるという絵と位置付けの違いを 1 冊の本なんですけども違うというふうに認識いいになっていけばいいなという意見です。
0:35:05	はい、わかりましたってそこただ一方届け出書についてその評価がほとんどなされているかというのは、こちらも確認というか、見る。
0:35:19	妹ているので、その際に、当然参考資料も含めている形になっているので、特殊 6 平米の特性上の扱い。
0:35:30	として見ても、その参考資料がないといけないんじゃないかなと思います。
0:35:38	本当言いますけど時にするの水蒸気整合の 4313-29 に網がかかるのは、届け出書等の本文と参考資料で構わないんですけれども、5 号にする当たるところは、
0:35:55	本文だけという解釈でいいですねという話をしたものです。特に戦略で公表を公表するものとするっていうところは本文ですねということで、ここだけの話をして
0:36:09	多分同じだと思うんですけれども、いかがでしょうか。
0:36:25	規制庁ツカベですので、ちょっと方法分離に対する解釈になるので、
0:36:33	ぱっとお答え
0:36:34	パパ
0:36:36	できません。
0:36:40	が普通に考えると、
0:36:44	規制庁に提出された届ける
0:36:48	商工こちらで言うと、行政文書ということになりますけど。
0:36:52	それと、
0:36:53	と同じものが、
0:36:55	公表されると考えても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:59	おかしくないんじゃないかなと思います。
0:37:09	さっきも九州電力の関連図ちょっとgらしいの児童養護させていただきたいんですが、運べていただいている資料の参考で発表まで抜き出している所いただきましては個別間違っただのは4時間以上。
0:37:27	6143円29-5ですね教育受けました結果等を共用プール難しいというふうなことで書かれてまして、公表ということはまず県としてはいけないですな、そういうのでお話をいただきたいというふうなところ認識です。
0:37:46	参考資料としましては、このページの方というのは、外部の方になるんですが、ほぼ要求書の提出のところでもちゅうきゅうしないF不明それに次ぐ資料参考値というふうになっています。この集計の扱いは面積
0:38:06	この経営方針に従うというふうになっておりまして、その下の別表2個で文書の公開の形で記載してまして、しっかり地域性機器製作された規制会議の文書、
0:38:21	⑥はなるべくその他の行政文書になるのかというところの位置付けをお話のかなと思ってまして、今の状況報の後ろになるんやってるんだというふうなところで言われているのかなと思ってそれでいきますと洋上関連の39億円の目標というところで、
0:38:40	理由はいけないというところをちょっと矛盾が政令ではないかというところで、執行解釈委員させていただきたいないうところのお話かというふうな
0:38:50	村そういういかがでしょうか。
0:38:57	規制庁使いつつも、ちょっと正しく理解したかわからないんですが、
0:39:02	規制庁の文書の扱いとしては、
0:39:06	の先ほどから言ってるようにも、参考資料も含めて一体としか扱えないなと思っているので、
0:39:14	もうここで示していただいているように、
0:39:17	その他の行政文書ですという
0:39:19	扱いにはならないと思っています。
0:39:24	一方
0:39:27	法律の20%43条の3-29。
0:39:32	の母校について。
0:39:35	マスキングなマスキングは許されて、
0:39:39	いないのかっていうのは、やはり法法の解釈にもよると思うので、
0:39:47	ちょっとぱっとお答えできません。すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:54	ATENAにいるコバヤシですけれども法的対策っていうのはあるのでもちよっともうちよっと前ですけども、そもそも運用ガイドにこう区別して書いてある衛星Ⅷ電離 33-29 号がマスクングしてもいいという解釈。
0:40:13	だと仮にするとですね、参考資料というのはそもそも要らなくなって分ける必要もないわけですね、本部あったかい徹底マスクングすればいいんで、ちよっと高校生の影響も、そちらの本来なくなったはずだ。
0:40:29	だったのでもちよっとその辺のところはちよっと気になったものです。
0:40:33	もともと我々はマスクングして全部書きたかったんだけど、いやいやっていうことで、この削減持参 29 条があることで、参考資料でもつくれということになってたつつてもね、本来はつくるのがなくという観点ではもうちゃんとしてううなくして、
0:40:49	全部一気通貫に書いてマスクングすると、指摘の公表するというの一番本来だったらもともと考えたところですよ。
0:41:00	はい、鉄塔
0:41:02	そういう意味でこの制度自身が、
0:41:05	公開するという制度等、
0:41:07	その評価詳しくやるっていうのが一緒に入っているんで、その制度としてすごい難しいのが、
0:41:15	発注
0:41:17	たというのがあって、しかも制度の検討の中で、
0:41:22	マスクングすべきではないというのも、
0:41:26	さんざん議論されて、それで今の形に
0:41:29	なっているものと理解しています。
0:41:37	でいうと、先ほど言ったように、今一定の根本
0:41:43	うん。本文と言われている本体のものに関してはマスクングはないという考え方は当然そのまま踏襲されるべきだと思っています。
0:41:55	そういう意味では今の形そのものを何か。
0:42:00	ドラスティックに何か変えるべきとはこちらも思っていないです。
0:42:40	はい。
0:42:42	そう。
0:42:48	もう一つ、最後の丸が残ってるんですけども、こちらに移ってもよろしいですか。
0:42:54	規制庁のミキヤですけども、
0:42:58	うん。今火山の町はたんですけども、ここで必要があるんですけど

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:05	○イオンと⑤別表で書いていただいている④と⑤、これはFSARの参考資料⑤に位置づけるっていうのは、これは、
0:43:16	どういったところで整理されて、それでちょっと
0:43:21	公開されて、ちょっと私探した限りではここまで整理した書類というのが見つかってないんですけども、その点ちょっと教えて具体的にどう整理されているか教えてもらえますか。
0:43:36	あとコバヤシですけど、よろしいですよ、これはそう。先ほどの透明性の確保のための方針のところを書いてあるので結局扱いとしては④であろうが0.5が同じなんですけども、④というところを書いてあるように、
0:43:52	法律にそのものに届け出とか認可とかそういうような何ていうかな。本当の提出する文書であって、⑤その法令に基づく、要するに届け出書だったら、④になっているわけでしょうか2ヶ所あるようになって、それ以外に停止。
0:44:10	提出っていうか原石た文書は⑤になるんじゃないかなと思ってアイテルだけで、あんまり4だろうが5であろうがマスキングして
0:44:21	行政文書して公開するという点では変わらない位置付けだけの話です。
0:44:28	はい、規制庁のミキヤです。そういう意味ではここを明確に整理されて両者で合意したっていうことはないという理解でよろしいですね。
0:44:36	令和のは、今の私どもの認識としては④で、FSARの参考資料というのは十分ここで位置付けられるべきものかなと認識しておりますので、
0:44:48	これまで
0:44:50	必要なマスキングを施して公開する、する必要があったかなとは思いますが、ここで仕切り直して、そういった非公開情報は公開しないけれども、残り公開できる部分についてはきちんと示すということが必要だと思っております。
0:45:16	で、あえて申し上げますと、これ透明性の
0:45:21	確保の方針のところではここには記載ありませんけれども、この別表2についてはただし書きがあって、
0:45:28	必要に応じて仕訳にはよらずに個別で判断しなさいよというような書きぶりがありますので別表1とはちょっと趣旨がこれ大分違う表にはなって単なる参考これ本当これこそ例として、
0:45:44	書かれているものだと認識してますし、
0:45:48	1個1個の届け出でこれはこっち、これはこっちとってあえて仕分けしているものではなくて、原則公開ということに基づいて基本やっていくっていう認識で我々はおります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:03	ATENAにコバヤシですけどわかりました。途中で動作するかわかりませんが、たとえれば時期等は1週間以内と書いてありますけど、今ちょっと時でもありますし、そういうところは考慮していただけるということでよろしいでしょうか。
0:46:18	はい。そこはあの特重の関係でも、そういった配慮をさせていただいてますし、FSRでも当然そこはやっていくべきと思います。必要な期間をしっかりと取った上でマスキング漏れなどを防ぐということは必要だと思ってます。
0:46:36	ございました。
0:46:40	やっている。
0:46:42	はい。
0:46:43	そう。
0:46:45	原子力規制庁フジモリですけど、今ミキヤの方からマスキングして公表っていう話で言ってますけども、ちょっとどこまで本当にこれ非公開情報についてやると参考資料についてマスキングして公表するのか。
0:47:03	或いは
0:47:06	例えば表紙だけとか、その公表して、あと基本評価非公開情報だからということで、今表紙も何も公表してなくて、あるかどうかよくわからなくて我々としても受け取ってるのに、
0:47:22	その行政文書としての位置付けもよく出てこなかった表に出てこない状況になってきてしまっているのでもっとその、
0:47:30	完全にもっとマスキングしてやるかどうかちょっとまだ我々としても、そこまでやるべきかどうかは悩んでいる。
0:47:37	所テーマ先ほどちょっと関西電力さんの方からもありましたけど、あまりその非公開でマスキングするとちょっと萎縮して、結構限られた情報も限られてしまうということになってしまうと逆に本末転倒で我々としてもやはり
0:47:53	ある程度深いFV重要度とかその辺の話もきちんと確認をしていきたいところもあるのでも、逆に増情報絞られちゃうとちょっと
0:48:04	本末転倒になってしまうので、
0:48:08	なんで基本今の構成上、
0:48:13	ツカベの方からもありましたけども、やっぱり参考資料本文で引いちゃっている以上
0:48:19	一体不可分で完全に切り分けてその本部は本部で完結していて、参考資料は参考資料で火線切り分けられてるっていうところだとちょっとまた整理も変わってくるかもしれないんですけど。
0:48:36	今は完全にやっぱり届け出書を補足する内容として、一部、
0:48:42	名一部として提出されているとしか今の届け出書の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:48	見ると、そう、そうしか思えない。
0:48:51	状況であるのにそれもあってちょっと今回、今回特重が始めて出てきて、これを公表どうなってるんだっけっていうところから今この議論をちょっとさせてもらっていて、多分今までお互いほんとに共通認識としては、
0:49:08	整理されてきてなかったと思うので、ちょっと良い機会と苦情出てきたらいい機会なので、ちょっと議論さしてもらったというところ。
0:49:21	なので、困難で多分
0:49:26	マスキング作業してわざわざこう出すというよりは何か表紙ぐらいついてるっていうところがわかるような形で公表。
0:49:37	するというのが
0:49:40	今までの整理等、安全性向上評価の
0:49:47	事業者みずから
0:49:48	安全性を向上していくっていう観点であまり情報絞ったりせずにですね、きちんと参考資料でも、事業者としてもちゃんと認識して、参考資料
0:49:59	必要な情報も入れて、まさにインハウスでの
0:50:04	評価をきちんとやってるっていうところがわかるような形でですね、我々に出してもらえるたほうが、
0:50:11	ありがたいので、
0:50:14	ちょっとその法律上の公表するものっていう範囲がどこまでかちゅうところはちょっと
0:50:21	わからないですけども、今、
0:50:24	考えているのは今言ったような整理で非公開情報。
0:50:30	を含むものなので基本表紙だけの公表。
0:50:35	というところで、
0:50:37	どうかなというのは、
0:50:38	今ちょっと完全にまだ我々としてもそのフィックスしてないですけど。
0:50:44	今の現状としてはです。
0:50:46	そう考えているという。
0:50:48	状況ですね。
0:50:51	なんで事業者す。
0:50:53	としても、
0:50:54	仮に情報公開請求があった場合には、その参考資料であってもマスキングして、我々としては、行政文書何で後回せざるを得ないというところはそういう理解で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:09	よろしいんですね。今マスクング範囲は特定してないですけども、情報公開請求があれば、
0:51:16	マスクングして出さざるを得ないっていうところをご理解いただいているということではないですかね。
0:51:25	九州電力のフクイでございます。ですね我々が今 15 おっしゃったようなことを考えてまして、今回お届け方法手法も 1. com 追徴も参考資料をお出しさしていただいている延べ
0:51:40	それを規制庁単に提出提示したというのは赤字としてですね、参考資料も表出速やかに公表することはやぶさかではございませんので問題をもってますので、正しいに行政文書として計上さ受け取られた資料に対して公開請求があった場合には、
0:51:59	当然、我々としてはその後解析に対して、時なきやいけませんので、それぞれお時間いただいてしっかり過ごさせていただいてですね、その辺、その他営業所の向上に了解をさせていただくと、おそらくそのような流れになるのかなと思いますけれども、多分それ今、
0:52:17	今おっしゃった認識合っていないかなと思いますがいかがですか。
0:52:23	はい、規制庁フジモリですけども、そうですね。
0:52:26	そういう認識であれば、多分それがこの制度長考える
0:52:33	一番の解決策かなと今の時点では認識してます。
0:52:41	これは 20 コバヤシですけども、今のウチモトさんのお話を伺って、確かに本部の今公開されてる範囲だけではしっかりやったぐらいが見えるっていうこともありまして、
0:52:59	確かにそういうことがあるということを明らかにすれば、事業者もやっている、或いは規制庁も確認してということが小さくなれば、それはいいことだと思います。それからマスクング範囲につきましてはkgf事務、
0:53:15	例示Aとりましたけども、そのような方法であればですね、今回の資料にも書いてありますように、公衆のPSRというのはもう公開できる、できないか関係なく 1000 全く公表しないんです。
0:53:32	ですね。アメリカの衛星もほとんど固溶しなくて部分公表してるところもあるかもしれませんが、そういう流れもありますのでそれにも合致してるんじゃないかなと思っております。そういう認識でよろしいでしょうか。
0:53:50	はい規制庁フジモリですけどはい。そうですね。
0:53:54	それでいいかと思っておりますのでちょっと今日はある程度議論させていただいてお互いがある程度共通認識を得られたかなと。
0:54:05	思いますので。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:08	基本は何でその非公開情報は表紙ぐらいとあえず公表。
0:54:14	するというので、
0:54:16	はい。
0:54:17	我々としてのホームページの公表。
0:54:21	もう
0:54:22	表紙のみ好評で、
0:54:25	とりあえずはちょっと進めさせていただいて中で再度議論させていただいて、また別の観点ですその話が法律の観点等が出てくればちょっとあれですけども、基本は一応今の時点ではそのように。
0:54:39	進めさせていただければと思います。
0:54:58	承知しました。
0:55:06	このレベル3から
0:55:11	ご意見ほかは他の電力さんよろしいですか。
0:55:14	関西電力の藤井でございます。両者の規制庁何と事業者側で利用し、協議会が得られたとっておりますし、今後の対応として、フジモリさんからの提案いただいたような環境であれば、
0:55:34	これは必要な情報になるのかなと思っておりますので規制庁も非常に容量機能事業所におけるてるといふことも、
0:55:46	評価と思っておりますので、特に今のところございません。以上です。
0:55:56	四国電力のナカガワと申します。
0:56:01	実はこのお話があったときにつく社内でも議論しまして、事業者としてやっぱり最も注力すべきなのは、いかに公開の取り組みがわかりやすく、
0:56:14	公開するかっていうところ、ここに力を入れるべきであって、おマスキング等でまた多大な労力を発生させるのはいかがなものかなと社内にはちょっと強硬な方もおられてですね、それだったらも冷凍参考資料はもう出さんでもええじゃないかと。
0:56:31	それも原子力規制検査新しく始まったので自由に他の方、LES等は見れるので、もうそれで十分じゃないかというような意見も出たぐらいです。
0:56:47	どの我々は中身をこれまでのようにしっかり見ていただいてですね、不足している点とかをご指摘いただくのは非常に有益後有益だと思っておりますので、今
0:57:03	経常殿にこう言われたお話であれば、それを我々としても労力もなく、適切にできるのかなあというふうには先ほど思いました。ありがとうございます。
0:57:26	すいません 90年からですけども、後藤ですけども、程度を安全側の認識は共通で認識できたかと思っております。ハ号みたいなメーター産業治療の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:44	我々も独立しておりますのでそれに対して形にいなかったっていうことの確認も統合案の後ろに一応作成させていただいて、ちょっと提案を出していただいて御確認いただければというふうに考えております。
0:58:02	はい。規制庁のミキヤですね今音声がちよっと途切れましたがけれどもおっしゃった御趣旨というのは、もう1度、
0:58:10	仙台なりのサンプルをご提出いただいてこういう方法でどうかというご提案をいただくと、そういうことでよろしいですか。
0:58:17	切れるで移行で認識の通りです。
0:58:22	はい。
0:58:25	そこはわかりました。お待ちしております。
0:58:29	東京の会議は以上となりますけれども、何かその他でございましたら、
0:58:35	今おっしゃってください。
0:58:41	よろしいですかね。
0:58:43	それで、それから込まれません。はい。
0:58:49	これで本日の面談を終了いたします。ありがとうございました。
0:58:54	ありがとうございました。
0:58:57	ありがとうございました。
0:58:59	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。